

ワーキンググループにおける 議論の報告②

各事業の在り方に関するもの①

1. 平成30年改正法の附帯決議、施行後の状況も踏まえた、各事業を更に効果的に実施していく上での課題

【自立相談支援機関の在り方について】

- 新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層への相談支援、急迫した現物ニーズへの対応、関係機関との連携等、自立相談窓口の機能の在り方の検討

(多様な相談者層、相談ニーズへの対応について)

- コロナ禍で、自営業者、外国人、女性、若年層などが新たな相談者層として顕在化している。その中には、生活困窮者自立支援制度による相談支援を求めない人もいるが、そうした相談を必要としない人たちも含め、新たな相談者層に対して、生活困窮者自立支援制度として、どのような支援を用意するか検討する必要があるのではないか。
- 特に、若年層、若年女性については、支援の現場において援助関係の構築に至らず支援に苦慮しているという実態があることを踏まえ、生活困窮者自立支援制度のアプローチが若年層を意識したものとなるよう、支援体制のバリエーションをさらに創造・充実していくべきではないか。その際、特に若年層、若年女性の支援は長期にわたる傾向があることや市町村域を超えて移動することを踏まえ、SNS相談等や地域若者サポートステーション事業等の関係施策・機関と連携し、広域的・重層的な体制づくりが必要ではないか。
- 現状の支援会議はケース検討が中心となっている場合がある。連携に必要な情報交換を行う仕組みや、連携の際に中心となって支援する機関・担当者を明確にする仕組みをどのように入れていくのか考える必要があるのではないか。
- 自立相談支援事業とフードバンクや社会福祉法人の「地域における公益的な取組」において行われている現物給付等の取組との連携は、公的支援につながらない住民の潜在的な支援ニーズを顕在化する機能を持っており、**それぞれの法人や団体の強みを活かした形で、連携を強化していくべきではないか。**

(平成30年改正法以降の施行状況)

- コロナ禍の影響もあり、相談者の抱える課題が複雑化・複合化している実態を踏まえ、支援会議を活用し、早期に関係機関間で情報共有を行い、支援につなげていくことが重要ではないか。そのためにも、支援会議の設置を早急に進めるとともに、好事例を展開する必要があるのではないかと。また連携の際に中心となって支援する機関・担当者を明確にする仕組みや、転出に伴う支援の引継ぎの仕組みを考える必要があるのではないかと。

各事業の在り方に関するもの②

- 自立相談支援事業を含め、法に基づく事業の委託先の選定にあたっては、多様な主体が委託を受けて制度を運用することが地域の社会資源に広がりをもたらし、地域を育てていくことにつながるという認識に立ち、事業の質の向上のため、企画提案の内容や支援実績、地域における活動状況等を考慮すべきではないか。また、事業者や人材の確保・育成の観点から、複数年度の委託を含め、委託のあり方について検討すべきではないか。また、こうした内容を盛り込んだガイドラインを策定すべきではないか。

(人員体制について)

- 自立相談支援事業の支援員は、従来兼務が多いことに加え、コロナ禍で業務負担が過重となっており、相談窓口としての機能の弱体化が危惧されている。法の理念に基づく支援を実現するためには、自立相談支援事業に支援員を適切に配置することが不可欠であることから、業務のタイムスタディの実施や、各自治体における支援対象者数の把握等によって、地域特性も考慮した適切な人員配置の基準の設定を含めた人員体制の在り方を検討すべきではないか。
- 特に委託で実施する場合の支援員の待遇・育成、**社会的地位の確立**等が必要。志のある人材が困窮分野で就職し・定着する仕組みをつくることが重要。

各事業の在り方に関するもの③

【生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について】

- 生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方の検討

(一体的な支援の在り方等について)

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援について、その範囲や方法について明確化する必要があるものの、就労準備支援事業、家計改善支援事業等について、両制度間の切れ目のない支援を実現し、被保護者が様々な支援を受けられるよう、より一層の連携方策を検討すべきではないか。
- さらに、より包括的に福祉事務所との連携のあり方を検討し、両制度間で支援が途切れないよう、一元的な情報共有や支援全体のマネジメント機能の強化を進めるべきではないか。
- 他方で、生活保護制度と切れ目のない一体的な支援を行うためには、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠である。生活保護法において自立支援に関する基本理念を規定することを検討するとともに、支援の一体的な実施により、生活困窮者自立支援制度の理念が失われることがないように留意する必要があるのではないか。
- また、両制度間での切れ目のない一体的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援制度の人員体制への影響や負担、生活保護制度におけるニーズやメリットについて把握すべきではないか。その上で、各事業の支援員の目安数を設定することも含めて、生活困窮者自立支援制度の人件費への予算措置を充実すべきではないか。
- さらに、人材育成の観点から、個別支援だけでなく、関係機関等との緊密な連携や必要な支援体制の整備といった法の支援のあり方の生活保護担当職員への共有や、共通する理念を基盤とした生活保護担当者と本制度の自治体担当者、従事者の合同研修の実施について検討すべきではないか。

(生活保護制度の在り方について)

- コロナ禍において、生活保護受給者は大きく増加しなかったが、その要因の分析が必要ではないか。生活保護制度が入りやすく出やすい制度になっているか、今般のコロナ禍における運用を含め、その在り方について、検証・議論を行うべきではないか。

各事業の在り方に関するもの④

【就労準備支援事業・家計改善支援事業の在り方について】

- 平成30年改正法での努力義務化以降の実施状況を踏まえた事業の在り方の検討
 - 就労準備支援事業は、すぐに一般就労を目指すことが難しい人の可能性を広げる支援として欠かせないものであること、家計改善支援事業は、特例貸付の償還が開始されるなど特にコロナ後の相談支援において必要不可欠な事業であることを踏まえると、必須化すべきではないか。なお、両事業の必須化に当たっては、効果的な支援の在り方を分析するとともに、財源や研修の在り方について検討する必要があるのではないかと。
また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が積極的に広域実施に関与すべきではないかと。
 - また、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須化に当たっては、必須化はあくまで手段であることを認識し、自立相談支援事業を含めた3事業の協働の在り方、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方、委託の在り方などの運用面も併せて検討することで、より効果的な質の高い支援を実現することが重要ではないかと。
 - 民間企業・団体等と連携して、就労準備支援事業に対する社会の理解を深めることも重要ではないかと。
 - 土日・夜間の相談体制やオンラインでの相談体制を整備することにより、相談しやすい環境を整えることが重要であり、特にオンラインの活用に当たっては、予算措置だけでなく、その具体的な方法まで国が示すべきではないかと。
 - 家計改善支援事業と居住支援の連携について、例えば転居費用の確保や債務整理（保証人）においては、家計改善支援事業が関与したほうがよい場合もあることから、連携を強化する必要があるのではないかと。
また、本人の判断能力が不十分であり金銭管理の支援が必要な場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぐことも想定される。さらに、司法専門職につなぐことも念頭におけば、日頃からこれらの事業・制度に関する仕組みとの連携を進めることが重要ではないかと。
 - 家計改善支援事業については、事業の意義や事業内容に対する理解が十分進んでいない自治体もある。事業内容の周知や関係機関との連携のあり方の検討を進めるとともに、支援員を確保するため、支援員に対する継続的な研修やスーパーバイズが必要ではないかと。
家計改善支援事業については、エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化も必要ではないかと。
- (家計改善支援事業と生活福祉資金貸付との連携)
- コロナ禍において家計改善支援事業の必要性が高まっていることを踏まえ、例えば、生活福祉資金の貸付の際に、家計改善支援事業の利用を条件化するなど、家計改善支援事業を強化することが重要ではないかと。
また、特例貸付の返済等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげる仕組みが必要ではないかと。

各事業の在り方に関するもの⑤

【ハローワーク等と連携した就労支援の在り方について】

- － 高齢者や新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層の就労ニーズへの対応の在り方の検討

【就労に向けた準備の機会の確保について】

- － 就労準備支援事業、認定就労訓練事業について、利用の動機付けや就労体験・訓練の場の更なる開拓に向けた検討

(多様な就労支援を提供する体制の確保について)

- 常用就職を目指した就労支援が本人の尊厳を奪うことがある一方、すぐに働き収入を得ることができるという即効性のある就労支援は本人の動機付けを高め、自立の加速に繋がる場合が多い。就労支援の在り方・選択肢を多様化し、柔軟な体制を確保することが重要ではないか。
その際、高齢・障害分野を含め分野横断的に業務分解や仕事のメニュー化を行い、多様な仕事を創出することにより、様々な属性や状態像の人が就労できる仕組みをつくっていくことが必要ではないか。
- また、離職前から早期の支援を行うことにより経済的困窮を防止するとともに、企業との連携を強化するためにも、現在就労しているものの、本人の課題や特性により、このままでは就労の継続が困難である者（短期間での離転職を繰り返す者等）に対する離職防止等の支援についても、法に基づく支援の一環として実施できるようにすべきではないか。
- 就労支援は事業所開拓等も含めて行うことが多いので、自立相談支援機関の就労支援員について、兼務ではなく、専従職員を置くべきではないか。
- 就労準備支援事業と就労訓練事業、自立相談支援事業における就労支援を就労支援事業として統合した上で必須事業とし、事業展開や体制強化を図るべきではないか。その中で一般就労、中間的就労、障害者就労（関係機関との連携）までコーディネートできる総合窓口を置くべきではないか。
- 就労支援の機能の分散や兼務の多さから、地域によって支援に差が生じている。基本的な事業展開が一定程度できるような体制強化やスキルの底上げを行うため、スーパーバイザーが定期的に事業所を訪問し、研修のフォローやケース検討、事業展開について相談できる仕組みを設けるべきではないか。
- 認定就労訓練事業や就労準備支援事業において、就労体験先への移動が経済的に困難な利用者への支援を検討すべきではないか。

各事業の在り方に関するもの⑥

(自立相談支援事業における就労支援)

- 就労支援は事業所開拓等も含めて行うことが多いので、自立相談支援機関の就労支援員については、兼務ではなく、専従職員を置くべきではないか。

(認定就労訓練事業)

- 就労支援の機能の分散や兼務の多さから、地域によって支援に差が生じている。基本的な事業展開が一定程度できるような体制強化やスキルの底上げを行うため、スーパーバイザーが定期的に支援事業所を訪問し、研修のフォローやケース検討、事業展開について相談できる仕組みを設けるべきではないか。
- 認定就労訓練事業については、商工労働部門との協働機会の促進に加え、例えば、以下のような利用者や企業に対するインセンティブが必要ではないか。
 - ・ 地域密着型のスタートアップやソーシャルファームなど社会的企業での雇用や協働事業への経営支援等
 - ・ 賃金やインセンティブの提供も考慮した税制措置の拡充
 - ・ 自治体の仕事の切り出しを行い優先発注が進むよう、庁内連携など自治体の体制作りが加速する制度設計
 - ・ 企業に対してノウハウの提供や業務分解の支援など直接的な支援
 - ・ 一定の条件や制約のもとでの障害者の法定雇用率への算入
- 認定就労訓練事業の重要性や必要性について、自治体の福祉部局以外への周知や就労訓練アドバイザーによる企業等への周知も必要ではないか。
その際、認定就労訓練事業は、企業にとっては人材確保といったメリットもあることから、好事例を収集し、事業のノウハウを共有すべきではないか。

(ハローワーク等との更なる連携強化について)

- 求職者支援訓練について、コロナ禍での柔軟な運用を継続するとともに、生活困窮者自立支援の現場における訓練ニーズを伝えるため、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野・規模の設定や訓練実施機関の開拓、地域の関係機関との連携方策等の検討を行っている地域訓練協議会に、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局が参加するなどの連携強化を図るべきではないか。
- 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）について、利用しやすいような工夫が必要ではないか。また、事業所が自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業において実施された就労体験等の参加者、認定就労訓練事業として受け入れた支援対象者を雇用をする場合、受入実績が原因で助成金を受けられない場合があることから、助成金の使用可否を含め、要件を分かりやすく周知する必要があるのではないか。

各事業の在り方に関するもの⑦

【一時生活支援事業の在り方について】

- － 平成30年改正法で新設された地域居住支援事業の実施状況等を踏まえた、生活困窮者の住まいのニーズへの対応の在り方の検討

(居住支援全般)

- 居住支援は、就労を含めた自立の基盤であり、全ての自治体で実施されることが重要であることから、一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を事業として再編した上で必須化すべきではないか。
また、小規模自治体においては、宿泊施設の確保が困難であることを踏まえ、居住支援全体として広域実施を推進する必要があるのではないか。
- 居住支援のニーズを把握するため、各自治体において、ホームレス及び不安定居住者からの相談件数や相談内容等を把握・検証すべきではないか。

(一時生活支援事業)

- 一時生活支援事業について、住居の確保が生活再建の基盤であること、実施自治体と未実施自治体の公平性（未実施自治体からの流入）の問題があることを踏まえると、広域実施の推進や補助率の引き上げによる実施率の向上が必要ではないか。
特に、若年層や女性に支援が届くよう、支援や情報発信の在り方を検討すべきではないか。
- 一時生活支援事業においては、自立相談支援事業と連携し、支援対象者の特性を見立てた上で、適切な住まいの支援を考えていくことが重要ではないか。
- 一時生活支援事業の運用を多様なものとするため、他制度との乗り入れやノウハウの共有、柔軟な利用を進めるべきではないか。その際、再犯防止の観点からも、更生緊急保護の対象者との棲み分けを明確化すべきではないか。

(地域居住支援事業)

- 居住支援の強化を図るため、一時生活支援事業を実施していない自治体においても地域居住支援事業の実施を可能とし、長期的・継続的な見守り等の支援を強化するとともに、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも地域居住支援事業において支援することを可能とすべきではないか。

各事業の在り方に関するもの⑧

(緊急的な一時支援)

- 緊急性や属性、課題を問わず、かつ即時利用が可能な施設や仕組みが必要ではないか。その際、既存の社会福祉施設等の入所施設も活用できるのではないか。

【住居確保給付金の在り方について】

- － 新型コロナウイルスへの対応も踏まえた在り方の検討
- 日本の住宅政策においては、これまで持ち家取得に重点が置かれ、借家に居住される方々への支援は脆弱だったが、コロナ禍において、生活保護受給者はそれほど増加しなかった一方、住居確保給付金の利用件数は急増したことも踏まえ、家賃補助的な施策としてその在り方を検討すべきではないか。
- 住居確保給付金については、コロナ禍で特例措置を含め様々な措置を講じてきたが、職業訓練受講給付金との併給等について、恒久的な対応として制度化すべきではないか。
また、様々な事情により就労にブランクが生じている場合があるため、「離職・廃業後2年以内」という要件についても検討すべきではないか。
- また、個人事業主については、個別性・柔軟性の高い支援が求められることから、求職活動要件の見直しが必要ではないか。
具体的には、公共職業安定所等への求職申込み・職業相談について、経営相談を実施している法人・団体等における面談で代替可能とすることも検討すべきではないか。
- 住居確保給付金の収入算定について、児童扶養手当・児童手当の取扱いを職業訓練受講給付金と統一するとともに、給与収入の場合の控除の取扱いについても事務負担の少ない形で運用を改善すべきではないか。
- 住居確保給付金をきっかけとして、自立相談支援機関を中心に、不動産業者や居住支援法人を含む様々な社会資源同士がつながり、居住継続に向けた支援の仕組みをつくる必要があるのではないか。

各事業の在り方に関するもの⑨

【貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）の在り方について】

- － 平成30年改正法以降の実施状況を踏まえた生活支援、小学生から高校生まで切れ目のない支援の更なる促進に向けた検討
- 社会の公正性の観点からも、家族の貧富で子どもの人生に格差があってはならず、公正な社会を維持するためには、富の「再配分」に加え、子どもが人間としての「承認」を得て他者との関係性を育む場が必要である。そうした場（居場所）をつくっていくことが地域政策として必要であり、子どもの学習・生活支援事業を地域の共有財（ローカル・コモンズ）として、地域において育て、管理していくことが重要ではないか。
- コロナの影響で財政が厳しく、子どもの学習・生活支援事業をやりたくても実施できない自治体がある中で、補助率の引き上げなど実施に向けた支援が必要ではないか。
- 子どもの学習・生活支援事業の実施自治体間でも取組に格差が生じていることを踏まえ、都市部と地方部などの異なる地域間でも同等の支援内容が提供されるようにする必要があるのではないか。
特に地方部においては、交通手段がないことから訪問型による実施が適している場合もあるが、その場合の車両や保険についても事業の対象とすべきではないか。
- 貧困の連鎖を学習支援のみで止めるのではなく、子どもや保護者の多様なニーズへの包括的な対応と地域づくり・ネットワーク形成を改めて事業の目的として掲げることが重要ではないか。
- 子どもの学習・生活支援事業においては、学習支援だけでなく生活支援を併せて実施することが重要であり、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要があるのではないか。
その際、自治体と子どもの学習・生活支援事業を実施する事業者が協議を行い、地域のニーズを把握するとともに、特に生活支援の部分については、食育支援等の他分野とも連携しながら、地域づくりや居場所づくりの取組につなげていく必要があるのではないか。
- 子どもの学習・生活支援事業の委託先の選定に当たっては、コミュニティ施策の観点から、地域における活動状況等の地域要件も考慮する必要があるのではないか。
- 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、都道府県や市町村において策定される子供の貧困対策計画において、子どもの学習・生活支援事業の位置付けを明確化すべきではないか。

各事業の在り方に関するもの⑩

- 制度の狭間や行政の縦割りの問題があり、学校が子供の貧困のプラットフォームになり切れていない。保護者の理解が得られず事業の利用が進まないといった実態もあることを踏まえ、福祉と教育（学校、スクールソーシャルワーカー等）が地域の中で連携していくことが重要ではないか。
また、学校に通っていない子どもたちへの支援においては、学校外での教育も重要であり、社会教育との連携を検討すべきではないか。

【その他】

- 生活困窮者の中には、病院に通院できていない方や障害の可能性のある方などがいるが、生活困窮者自立支援制度においては、生活保護制度の健康管理支援事業のような医療・健康面に関する支援は設けられていない。生活困窮者自立支援制度においても、医療・健康分野との連携を推進するとともに、専門的な助言を受けられるような機能があるとよいのではないか。

2. 新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進等、各事業の枠内に留まらない、生活困窮者自立支援制度全体として検討すべき課題

【新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進を踏まえた困窮制度見直しの方向性について】

- － 新型コロナウイルスの影響や、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を始めとした、地域共生社会の推進を踏まえた生活困窮者自立支援制度の在り方の検討

(生活困窮者自立支援制度の理念に基づく支援の実施について)

- 「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「早期的な支援」、「継続的な支援」などの生活困窮者自立支援制度の理念に基づく支援について、新型コロナウイルスの影響もある中、理念に基づく支援が実施できているのか、再確認すべきではないか。
- 特に、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を実現するためには包括的に相談を受け止めることが重要だが、コロナ禍で就労準備支援事業の利用者が横ばいとなっていることを踏まえると、自立相談支援事業の利用者は経済的に困窮した人が中心となる一方、経済的な困窮度は低いが孤立している人などが相談につながりにくくなり、支援対象者が狭窄化しているのではないか。
- また、法施行以降、支援現場においては対象者を限定せず、社会的孤立や生きづらさを含め生活に困難を抱える相談者を包括的に受け止めてきたことを踏まえ、法の対象者の定義が実態に即したものとなるよう、法の規定について改めて検討すべきではないか。
- 生活困窮者自立支援制度については、現在事業が分立しており、自治体は事業単位で委託しているので、利用しづらい面があるのではないか。地域の実情に応じて、それぞれの自治体を使いやすいような工夫（交付金化等）が必要ではないか。また、自治体間で制度の解釈や対応、支援対象者に差異が生じているのではないか。
- 法に基づく事業について、事業内容がきめ細かく定められていたほうが自治体にとって取り組みやすい一方、決められた内容を実行することに終始してしまい、法が掲げる「包括的な支援」の実現が難しくなる。法に基づく事業の見直しを行う際には、支援現場の自由な裁量と発想で取り組むことが重要であり、そうした「余白」が必要ではないか。

横断的課題に関するもの②

(コロナ禍での対応を踏まえた法の在り方)

- 本来社会福祉政策である生活福祉資金等の特例貸付については、コロナ禍においては減収世帯への所得補償、すなわち経済対策として実施された側面が強いことを踏まえ、その目的について再度検討する必要があるのではないか。

(重層的支援体制整備事業との関係について)

- 生活困窮者自立支援制度については、多様で複合的な生活困窮者の課題について、「制度の狭間」に陥らないよう広く受け止めてきたが、重層的支援体制整備事業では「生活困窮分野」という括り方をされており、生活困窮者がカテゴライズされているのではないか。
- 重層的支援体制整備事業においては、生活困窮者自立支援制度が従来有するコーディネート機能を発揮できれば事業の中核となり得ることから、そうした機能を発揮できるよう、法の特質を十分活かしていくべきではないか。また、自治体において重層事業と法をどのように組み合わせて実施していくのか、事例の展開を進める必要があるのではないか。
- 就労準備支援事業については、重層事業においても有効な取組であり、重層事業と就労準備支援事業の支援を一体的に行うことで効果的な支援ができるのではないか。

(実施体制)

- 各自治体における相談実態やニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に関する政策立案や庁内連携を強化するため、都道府県や市等の生活困窮者自立支援制度所管部局への専従職員の配置を進めるべきではないか。
- 重層事業の施行も踏まえ、法と社会福祉法（昭和26年法第45号）第14条第1項に規定する福祉事務所との関係について、生活保護以外の福祉事務所の業務を含めた検討が必要ではないか。

横断的課題に関するもの③

【地域づくり、居場所づくりの在り方について】

- － 生活困窮者を含む様々な課題を抱える地域住民が、地域でともに生き生きと生活するための地域づくり・居場所づくりの在り方の検討
- 特に地方部においては、生活困窮者を一時的に支えることにとどまらず、その後どのように地域で暮らしていくのかという点についても、公民館やまちづくりなど暮らしを作っている人と連携して、その支援を検討すべきではないか。
- 若者支援をコミュニティ施策として位置付け、支援の基盤がコミュニティの公共財として育つよう、行政が積極的に関わっていく必要があるのではないか。

【孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携について】

- － 新型コロナウイルスの影響も受け、深刻な社会的孤立状態にある方の把握・支援を含む関係機関・関係分野との連携の促進に向けた検討

(関係機関・分野との連携について)

- 生活困窮者自立支援制度でキャッチした個人・世帯や地域社会の課題について、生活困窮者自立支援制度だけではなく、他分野や関係機関、**社会福祉法人、NPO法人等**と連携して解決していくことが重要ではないか。**その際、既存の制度や社会資源による対応が難しい場合は、官民協働で新たな社会資源を創出することが必要ではないか。**また、他分野や他機関との連携にあたっては、中心となって支援する機関・担当者を明確にすべきではないか。
- 地域課題の解決や関係機関との連携に当たっては、生活困窮者自立支援制度やその関連領域について、市町村の計画等に盛り込み、アクションプランを持ちながら進めていくことが重要ではないか。
- その際、ひきこもりや不登校、虐待・DVなど、生活困窮者自立支援制度でどこまで受け止めることができたのか、他施策の相談支援の状況や潜在的相談者層も踏まえて議論する必要があるのではないか。
- 複数の事業が連動的に補完しあうことで、シナジー効果が生まれる。重複を排除するのではなく、複数分野の連携を促すようなアプローチも重要ではないか。

(アウトリーチについて)

- 見えにくい困難層に支援する中で、来ている人に合わせて支援するのではなく、来ていない人をどうするか検討することも必要ではないか。

横断的課題に関するもの④

【支援者支援や人材育成の在り方について】

- － 生活困窮者自立支援制度の実施主体に対する支援の在り方の検討

- 人材養成においては、支援員等の育成だけでなく支援員等のケアという観点が必要である。支援員等を対象としたスーパーバイズについては都道府県の役割として位置付けられているが、その取組状況等も踏まえ、支援員等をケアする仕組みについて、国や都道府県において積極的に検討すべきではないか。
- 人材養成研修について、国が実施する前期研修と都道府県が実施する後期研修の役割を明確化し、都道府県に対して周知すべきではないか。その上で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国において研修を実施すべきではないか。
- 現行の研修体系においては、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員・従事者のうち、主に初任者を対象とした研修が実施されているが、支援の質の向上のため、現任者を対象とした階層別の研修や他の任意事業の従事者に対する研修も実施すべきではないか。
具体的には、一時生活支援事業の従事者に対しては、支援対象者の特性の見立てや居住支援の包括性、庁内連携の推進について研修を実施する必要があるのではないかと。子どもの学習・生活支援事業の従事者については、NPO法人をはじめ民間の教育機関など幅広い人材が従事する中、複合的な課題を抱える困難ケースにも対応する必要があることから、研修を実施する必要があるのではないかと。
- 特に就労支援や家計改善支援に関わる支援員等について、兼務体制による過重な負担から、最低限の取組しかできなくなっている。専門的な支援を行うための職歴頼みではない研修の開発と体系化、継続的な研修・訓練が必要ではないか。また、専門性の確保や支援員等のバーンアウト防止の観点から専門性の高い組織との連携やスーパーバイザーの存在が必要ではないか。
- 自治体コンサルティングについて、任意事業の取組状況に差がある中で、その地域の実情や取組状況に合わせたアレンジや地域開拓の方法を伝えていくという発想があってもよいのではないかと。また、現在は単発のコンサルティングが中心となっているが、その後のフォローの部分まで含めて、複数回にわたる仕組みを設けるなど拡充すべきではないかと。
さらに、テーマについても、事業の立ち上げ支援だけでなく、運用面の支援まで広げるべきではないかと。

横断的課題に関するもの⑤

- 市町村全体で断らない相談体制づくりを行うためには、支援員等に対して関係分野・制度に関する研修を実施することに加え、研修や人事交流を通じて、福祉以外の幅広い分野の支援員や自治体職員にも法の理念や支援のかたちを広めることにより、分野間の連携を促進することが重要ではないか。
- 特に委託で実施する場合の支援員の待遇・育成、社会的地位の確立等が必要。志のある人材が困窮分野で就職し・定着する仕組みをつくることが重要。（再掲）
- 令和3年度から自治体の体制整備に向けた自治体担当者研修が実施されているが、都道府県間のネットワークの構築は重要であり、国においては、引き続き当該研修を実施すべきではないか。
- 支援員や従事者同士で顔の見える関係を構築するためには、集合型の研修も重要であり、オンライン型・集合型それぞれのメリットとデメリットを踏まえ、効果的な研修の在り方を検討すべきではないか。

【都道府県の役割と町村部の支援の在り方について】

- － 平成30年改正法で新たに規定された、都道府県の管内自治体への支援について、施行後の実施状況を踏まえた在り方の検討
- － 福祉事務所未設置町村における相談支援の在り方の検討

（都道府県の役割）

- 都道府県によるスーパーバイズの在り方について、市町村の支援機関の問題解決プロセスに伴走するだけでなく、各自治体の庁内体制の構築や予算の確保、地域の社会資源の開拓・構築といった行政特有の課題を支援する機能も重要ではないか。
- また、都道府県内の自治体間、支援機関間の横のつながりや顔の見える関係性を構築するため、研修や情報共有の機会を積極的に設けるとともに、都道府県においても、他の支援機関のデータの提供や、自治体へのアウトリーチといった取組が必要ではないか。
- 各地を転々とする人や刑務所出所者等に対する支援にあたっては、市町村単位ではなく、広域的に対応すべきニーズがあるのではないか。

横断的課題に関するもの⑥

(中間支援)

- 支援者自身が孤立しない関係性づくりは、非常時の支援体制の確保を考える上でも重要であり、行政と支援現場の間に入り、長期的・広域的に地域に合わせた支援体制の構築を支援する中間支援の機能が必要ではないか。また、こうした中間支援の機能については、域内の自治体が全て参加するネットワークが担うべきではないか。

(町村部の支援)

- 町村に相談窓口が設置されていない場合、都道府県職員が住民のニーズを細かく把握することは困難であるため、都道府県と町村の連携を強化する必要があるのではないか。
- 小規模自治体においては、事業の担い手の確保が課題であることから、従事者を広域に配置するなど広域的な事業実施体制を確保するとともに、広域的なスーパーバイズの体制も整備する必要があるのではないか。

【その他】

(身寄り問題)

- 家族を頼れない若者や、身寄りのない高齢者への支援に当たっては、家族に代わる公的な後ろ盾を用意する必要（家族機能の社会化）があるのではないか。ただし、家族は支援の阻害要因になっている場合もあるので、暖かな家族のイメージを社会化するのではなく、家族が持つ「機能」を社会化することが重要ではないか。その際、家族機能の社会化における法の役割についても併せて検討する必要があるのではないか。
- 身寄りのない人への支援においては、保証人や緊急連絡先の確保、生活支援、孤独死などの課題が明らかになっている。特に居住支援においては、身寄りのない人の住居の確保や孤独死の問題に対して、債務保証等の支援を行う居住支援法人の設置を促進するとともに、居住支援以外の分野も含め、他省庁の施策も含めた法的整備のあり方や公的支援のあり方を検討すべきではないか。
- また、身寄りのない人への支援においては、本人の尊厳の確保が重要であり、権利擁護支援を基盤とした相談支援体制を整備する必要があるのではないか。

横断的課題に関するもの⑦

(帳票・システム・評価指標)

- ソーシャルワークにおいても、支援員等の負担軽減や業務の合理化につながるよう留意しつつ、帳票類のDX（デジタルトランスフォーメーション）やICT化を進める必要があるのではないか。
その際、帳票類が縦割りとならないよう、他の福祉分野との連携を含め、国が理念や将来像を示す必要があるのではないか。
- 現在、生活困窮者自立支援統計システムにおいては、自立相談支援事業の帳票を集約しているが、就労準備支援事業や家計改善支援事業の帳票についても、システム上で集約し、自立相談支援事業の帳票と連携させる必要があるのではないか。
- 特に重層事業の施行後は4分野の連携が不可欠であり、支援関係者間の情報共有の円滑化に向けて、帳票類やデータの一体化や集約化、オンライン化が重要ではないか。
- 法に基づく支援が存在しなかった場合に要する社会的費用を算定し、法に基づく支援の効果を明らかにすべきではないか。
- 本人の生活や社会とのつながりの変化を評価していくことが重要ではないか。

(ICT化について)

- オンラインツールやSNSについて、使用の実態を把握した上で改善に向けてICT化を進めるべきではないか。
- 特に若年層の支援において、1度つながった後はSNSによる支援が有効だが、単独の自治体では取組に限界があるので、国や都道府県が取組と連携する必要があるのではないか。

(情報の公開・発信について)

- 生活困窮者自立支援制度の支援実績や取組実績を公表することが、制度に対する社会の理解を深めることにつながることから、支援現場の負担が少ない形で効率的にデータ収集を行う方法を含め、公表の在り方を検討すべきではないか。
- その際、市民の知る機会の確保や学術研究の観点から、生活困窮者支援の分野において、統計法に基づく統計調査を設けることも検討すべきではないか。
- 庁内連携や関係機関との連携を進めるためにも、生活困窮者自立支援制度を自治体内外に継続的に周知する必要があるのではないか。

横断的課題に関するもの⑧

(被災者支援について)

- 生活困窮者自立支援の中で被災者の孤独・孤立を防止し、継続してサポートしていくことが重要ではないか。また、自立相談支援窓口が被災者の状況に寄り添った支援ができるよう、**大規模、中規模、小規模といった災害規模に合わせた**災害時における具体的な支援体制を平時から構築すべきではないか。具体的な仕組みを検討すべきではないか。

(参考) 次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

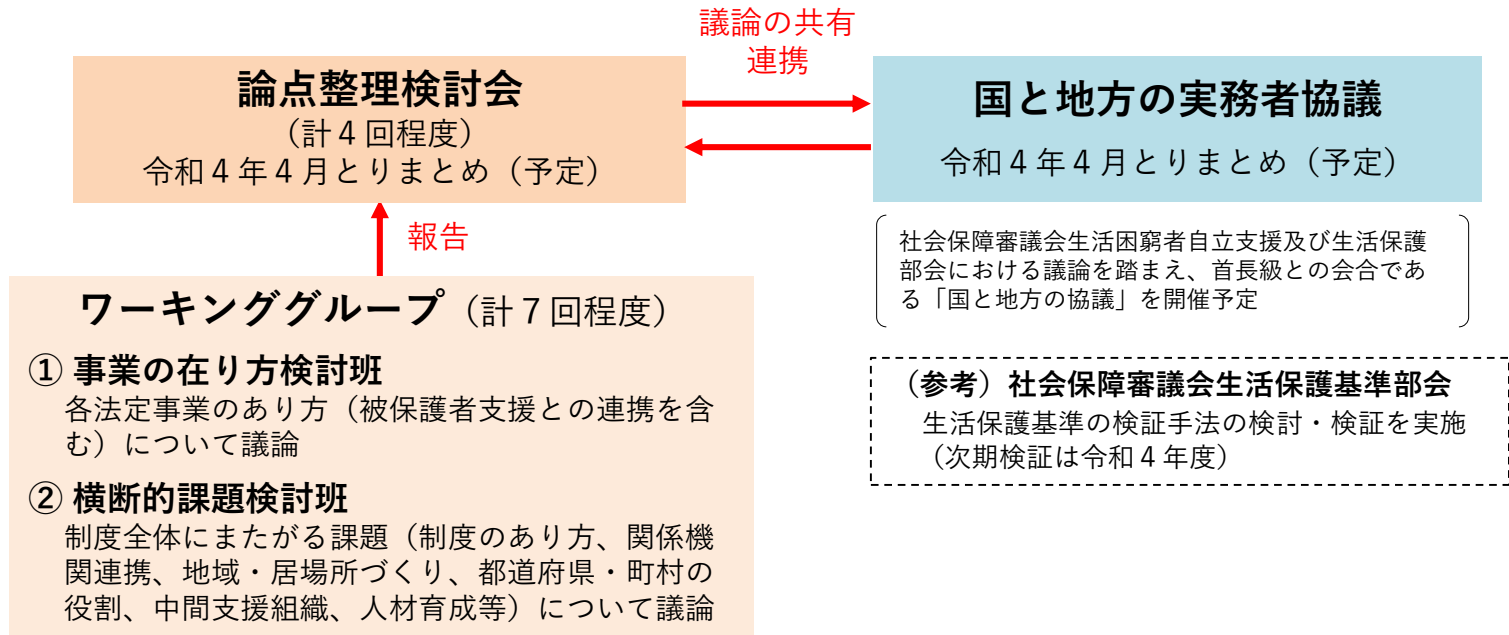
生活保護

見直し 規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場



令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論
検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

(参考) 論点整理検討会の体制・スケジュール(案)

- 今回の論点整理検討会は、① 特別部会の委員を中心に構成される親会(計4回程度)、② 幅広い研究者・実践者等から構成されるワーキンググループ(事業の在り方検討班、横断的課題検討班)(計7回程度)の2部構成とする(いずれも公開)。
- WGにおける詳細な議論に基づき論点整理の素案を作成し、親会ではWGの内容を踏まえて大枠の議論を行う。

	日 程	議 題
親会 第1回	2021年10月25日	(1) 座長の選任 (2) 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について 等
WG (合同)	2021年11月22日	(1) WG座長の選任 (2) 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について (3) 自立相談支援事業のあり方について 等
横断的課題検討班①	2021年12月3日	(1) 生活困窮者自立支援制度のあり方(地域共生社会との関係も踏まえて) (2) 地域の支援関係機関・関係分野との連携強化について (3) 地域づくり・居場所づくりについて
事業のあり方検討班①	2021年12月20日	(1) 就労支援事業のあり方について (2) 家計改善支援事業のあり方について (3) 生活保護との関係について
親会 第2回	2022年1月24日	個別論点報告①(WG(合同)、横断的課題検討班①、事業のあり方検討班①の報告)
事業のあり方検討班②	2022年2月21日	(1) 一時生活支援事業のあり方について (2) 住居確保給付金のあり方について (3) 貧困の連鎖防止(子どもの学習・生活支援事業等)のあり方について
横断的課題検討班②	2022年2月28日	(1) 都道府県の役割と町村部の支援、中間支援のあり方について (2) 人材の育成・確保について(人材養成研修、帳票、統計システム等を含む) (3) その他の論点(身寄り問題など)
WG (合同)	2022年3月7日	(1) 各検討班の議論の報告 (2) 論点整理(素案)について
親会 第3回	2022年3月24日	(1) 個別論点報告②(事業のあり方検討班②、横断的課題検討班②、WG(合同)の報告) (2) 論点整理(素案)について
WG (合同)	2022年〇月〇日	論点整理(案)について
親会 第4回	2022年〇月〇日	論点整理(案)について
—	2022年〇月〇日	論点整理とりまとめ

※ 以降、困窮・保護部会を開催予定。